

ケニアのコーヒー生産・流通における生産者組合の役割 —歴史的変遷と現状—

The Role of Cooperatives in Coffee Production and Marketing in Kenya
- Historical Change and Current Situations -

高根務（東京農業大学国際食料情報学部）
Tsutomu TAKANE (Tokyo University of Agriculture)

1. 和文アブストラクト

現代ケニアの小規模コーヒー生産者協同組合は、政府による強い規制の下で、コーヒー流通において中心的な地位を与えられている。この制度の源は植民地時代にあり、当時の植民地政府の戦略や国際情勢が、小規模コーヒー生産者の組合設立と加入の義務化を後押しした。独立後も生産者協同組合を通じた流通体制は継続し、1990年代以降に実施されたコーヒー部門の自由化政策においても、協同組合を中心とした流通制度は維持されている。

この制度は、民間商人によるコーヒーの安価な買いたたきなどにより小規模生産者が搾取される可能性を防いで、生産者を保護する効果を持つ。その一方で、コーヒーライフ支払いの遅延、生産者のコーヒー販売先に関する選択肢の欠如、競争の欠如に起因する非効率な組合運営、一部の組合での不透明な経理処理などの問題を生じさせている。これら負の側面を是正するためには、個々の小規模生産者による組合運営への積極的関与と監視が必要となる。

2. 英文アブストラクト

In Kenya, smallholder coffee producer cooperatives operate under strict government regulation and hold a central role in coffee marketing. The origins of this marketing institution can be traced back to the colonial era, during which colonial government policies and international dynamics encouraged the establishment of cooperatives and mandated small-scale coffee producers to join them. Even after independence, the cooperative-based marketing institution remained intact, and despite the liberalization policies implemented in the coffee sector since the 1990s, the cooperative-centered marketing framework has been maintained.

This institution plays a crucial role in protecting small-scale producers from exploitation by private traders who might otherwise purchase coffee at unreasonably low prices. However, it also presents several challenges, including delayed payments for coffee, limited options for producers regarding coffee cherry buyers, inefficient cooperative management due to a lack of competition, and financial mismanagement in some cooperatives. Addressing these shortcomings requires active participation and oversight by individual small-scale producers in the management of cooperatives.

3. 研究目的

本研究の目的は、ケニアのコーヒー生産者組合の機能とその歴史的変遷を明らかにしたうえで、その活動が組合員の利益にどの程度貢献しているのかを明らかにすることである。研究にあたっては、変化する外的環境の中で生産者組合の役割が歴史的にどう変化してきたかに注目する。アフリカにおける嗜好品生産は植民地時代に導入され、当初は宗主国(イギリス)の利権を確保する目的で生産者組合が組織されていた。その後アフリカ各国が独立を果たして以降は、政府の政策推進のために生産者組合が利用された。さらに近年は、経済のグローバル化などの新たな環境の中で、生産者組合の役割も変化しつつある。本研究ではこのような歴史的変遷を明らかにしたうえで、現代の生産者組合が世界市場での競争のなかで有効に機能しうるか否かを検討する。

4. 研究方法

研究は、文献調査と現地実態調査を組み合わせて実施した。文献調査では、既存資料とともに、ケニアのコーヒー生産および流通における生産者協同組合の位置づけと法制度を明らかにした。現地実態調査では、コーヒー生産者組合や農民から聞き取り調査をおこない、組合の活動が個々の生産者の利益に結びついているのかを検討するとともに、生産者組合の問題点を指摘した。加えて、現代ケニアのコーヒー生産者組合の現状をこの国独自の歴史的文脈の中に位置づけてとらえなおすため、生産者組合の歴史を植民地時代までさかのぼって検討した。これにより、それぞれの時代の政府の政策や国家経済および国際的な動向との相互作用の中で、どのように生産者組合が変遷を遂げ現代に至っているのかを解明することを目指した。

5. 研究成果

以下ではまず、ケニアのコーヒー生産・流通の現状とその特徴を、協同組合に焦点を当てて明らかにする。次に、現在の状況がどのような歴史的経緯で確立されたのかを明らかにするため、コーヒー生産・流通と協同組合の関係を植民地時代までさかのぼって検討する。

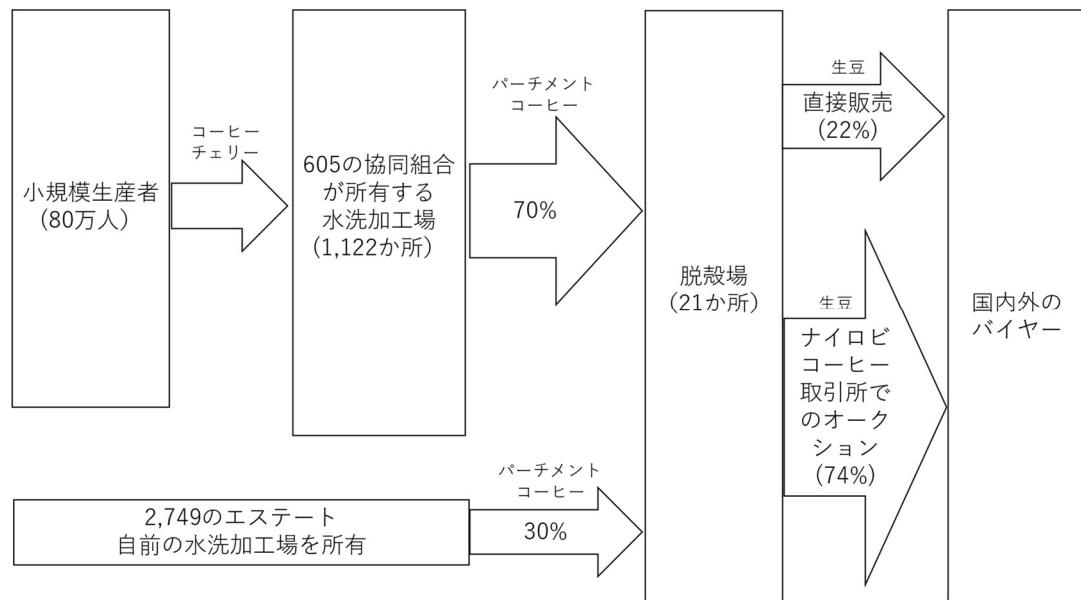
（1）小規模生産者によるコーヒー生産と流通の現状

ケニアのコーヒー部門では、経営面積が 5 エーカー（2.02 ヘクタール）未満の経営体を小規模生産者(smallholder)、5 エーカー以上の経営面積を持つ経営体をエstate(estate)と定義して、政策的に区別している。この区分に従って生産者数の内訳をみると、小規模生産者が約 80 万人と圧倒的に多く、エstate が 2,749 となっている。2022/23 年度（10 月～9 月）におけるコーヒーの総生産面積は約 11.2 万ヘクタールで、うち約 75% は小規模生産者によるものである。

産者によるものである。また同年度のコーヒー総生産量は約 4,869 万トンで、うち 71% が小規模生産者による生産である。生産されるコーヒーの 99% はアラビカ種で、全体の 25~30% はスペシャルティコーヒーに分類される。品目別輸出額でみると、1970 年代にはコーヒーは総輸出額の約 40% を占める最大の外貨稼得源であったが、2022/23 年度は品目別で 5 番目に位置し、対 GDP シェアは 0.3% である。主要輸出先は量・額ともに、アメリカ合衆国、ドイツ、ベルギー、スウェーデン、韓国である¹。

収穫されたコーヒーチェリーは、水洗加工、脱殻を経て、国内外に販売される（図 1）。水洗加工は、収穫後の果肉のついた状態のコーヒーチェリーからペーチメントコーヒー（内果皮がついた状態のコーヒー豆）にするまでの工程である。その後、ペーチメントコーヒーは脱殻場（miller または dry mill と呼ばれる）に送られ、そこでペーチメント（内果皮）を取り除いて、販売可能な生豆（green coffee）の状態にされる。生豆は脱殻場で格付けされ、袋詰めされたうえで貯蔵庫に運ばれる。脱殻場での一連の費用（脱殻費、袋詰めおよび輸送費、貯蔵費）は、生産者に支払われるコーヒーフィーから差し引かれる。2022/23 年度現在、国内には 21 か所の脱殻場がある。

図 1：ケニアにおけるコーヒーフロー



注：図中の数値は 2022/23 年度のもの。

出所：Coffee Directorate (2024)をもとに作成。

現在のコーヒーフロー制度は、2019 年制定の法律²にもとづいており、その内容はエstateと小規模生産者で異なっている。経営規模が比較的大きいエstateではコーヒーの

水洗加工場を自前で有しており、そこでペーチメントコーヒーまで加工する。他方、小規模生産者は協同組合への加入が義務付けられており、収穫したコーヒーチェリーは協同組合が所有・運営する水洗加工場（factory と呼ばれる）に持ち込んで加工する。小規模生産者が所属する協同組合の数は 605 あり、協同組合所有の水洗加工場の数は 1,122 となっている（2022/23 年度時点）。持ち込まれたコーヒーチェリーの重量はその都度記録され、その記録に基づいて、後日コーヒーの代金が生産者に支払われる。コーヒーチェリーは生産者ごとに分別せず、全ての生産者のものを混ぜて水洗加工される。水洗加工後のペーチメントコーヒーは脱殻場に送られ、脱殻後の生豆は生産元の水洗加工場別に貯蔵される。

水洗加工および脱殻後の生豆は、大きさ・形・密度に応じて 7 種類に格付けされる。2022/2023 年度に水洗加工された生豆のうち、上位 2 つの格付け（AA および AB）を付与された豆は全体の 65.4% であった³。格付け後の生豆は、以下の 2 つの方法で国内外に販売される。

1) ナイロビコーヒー取引所(Nairobi Coffee Exchange)でのオークション

生産者（協同組合）から委託された販売業者が、オークションを通じて買付業者に販売する方法である。オークションに参加するには、委託販売業者・買付業者ともに政府の認可が必要である。オークションでの売買価格は、取引される豆の品質及び国際市場における価格動向の影響を受ける。2022/2023 年度にオークションで売買されたコーヒーの割合は、ケニアの総生産量の 78% であった。

2) 直接販売(direct sales)

海外のバイヤーとの直接交渉・契約によって豆を売買する方式で、より高い価格でのコーヒー売買を可能にするために 2007 年から導入された。販売主体については、生産者や協同組合が販売を直接担う場合と、委託を受けた専門業者が販売業務を担う場合の 2 通りがある。2022/2023 年度に直接販売で取引されたコーヒーは、国内生産量の 22% であった。

上記 2 つの方法で販売されたコーヒーのうち格付けの高いもの 3 つについて平均価格を比較すると（表 1）、いずれの格付けについても直接販売での価格のほうが高くなっている。これは、海外のバイヤーとの直接販売によってコーヒーを販売する方法が、生産者が受け取る金額を高くするために有効な方策であることを示している。ただし同じ格付けの生豆でも、実際の販売価格は品質に応じて大きく異なる。品質は、資格を持った検査官がカッピングで点数をつけることによって判断される。

表 1：オークションと直接販売の価格比較（2022/23 年度）

生豆の 格付け	平均価格(US\$/50kg)	
	オークション	直接販売
AA	241.8	355.3
AB	213.6	287.1
PB	204.6	281.3

出所：Coffee Directorate (2024)。

ケニアのコーヒー流通制度の特徴として、以下の点が指摘できる。第 1 に、流通のあらゆる段階において政府の規制が強い。コーヒー部門に関する法律⁴によると、コーヒーの水洗加工・流通に携わる経済活動および事業者（協同組合、水洗加工場、脱殻場、コーヒーの輸送、売買、輸出入）には政府の認可が必要とされている。またいたん取得した認可の有効期間は 1 年で、毎年更新しなければならない。さらに認可事業者には、毎年の経理報告が義務付けられている。

第 2 に、政府の強い規制により、民間商人・企業による小規模生産者からのコーヒー買付は（少なくとも法律上は）不可能となっている。法律では、コーヒーの水洗加工はエステートや協同組合が所有する水洗加工場でおこなわなければならないと規定されており、また水洗加工場の設置には政府の認可がいることから、それ以外の個人や民間企業は水洗加工場を保有できない。つまり仮に民間商人がコーヒーチェリーを小規模生産者から買付けても、それを買い上げる民間の水洗加工場がないということである。そのため民間商人による小規模生産者からのコーヒーチェリー買付販売は、合法的な商売として成り立たない。

第 3 に、協同組合の委託を受けてオークションでの販売および海外バイヤーへの直接販売をおこなう事業において、2022/23 年度まで少数の企業による市場占有率が高かった。協同組合等の委託を受けて販売をおこなう企業は、オークションでの販売と直接販売で共通しており、上位 4 社での市場占有率はオークションで 73.4%、直接販売で 85.0% に達していた⁵。

第 4 に、特定の企業が流通段階をまたいで経済活動をおこなうことを制限する制度となっている。法律⁶によると、ナイロビコーヒー取引所に登録してオークションでの買付業者として政府の認可を取得した企業は、脱殻場、販売代理業、コーヒー貯蔵所としての認可を取得できない。つまり、同一企業が異なる流通段階のライセンスを保有することを法律で禁じることによって、流通過程（水洗加工、脱殻、販売、買付、輸出）のすべてを牛耳る独占企業が出現することを防ぐ内容となっている。

しかし実際には、異なる流通段階をまたいで影響力を有する企業は存在していた。例えばあるコーヒー輸出企業は、その系列会社が脱殻場の経営認可も得ているとして生産者組

合に批判されている⁷。また輸出企業の影響力は、脱殻場経営企業や委託販売をおこなう企業だけでなく、協同組合の役員にまでおよんでいるとする報道もある⁸。

このような状況を背景にして 2023 年にケニア政府は、2019 年制定の法律を実効性のあるものにするため、既存の委託販売業者の多くについてその認可を更新せず、新規の認可発行は協同組合を母体としたものに限定した。その結果、コーヒーの販売認可を得た企業 18 社⁹の大部分は、各地域の協同組合連合が設立した企業となった。この改革により、少数の民間企業による寡占状態にあったコーヒーの販売事業とそこからの権益は、協同組合に移行することとなった。

第 5 に、最終的な販売に至るまでの各段階で生産者がコーヒーの所有権を保持したままであり、中間業者に所有権が移転していない。小規模生産者が生産したコーヒーチェリーは、水洗加工および脱殻を経たうえで格付けされて貯蔵される。その間、コーヒーの所有権は小規模生産者（が加入している協同組合）が保持しており、オークションや直接販売を通じて輸出業者等に販売されるまで、その所有権は移転されない。このような制度は、生産者に利益をもたらす場合と不利益をもたらす場合の両方の可能性がある。利益をもたらす場合は、流通の過程で商人や民間企業によるコーヒーチェリーの買付（所有権の移転）がないため流通マージンが発生せず、最終販売価格に占める生産者の取り分が増える場合である。ただし所有権移転による流通マージンが発生しなくとも、水洗加工・脱殻・輸送・貯蔵の各段階のコストや組合運営コストが大きい場合には、生産者の取り分が減少して不利益をもたらす可能性がある。これらのコストは水洗加工場および協同組合ごとに異なり、最終的に生産者に支払われるコーヒーダイ金の価格も加工場および協同組合ごとに異なっている。つまり、水洗加工場や組合の運営が効率的な場合は組合員に支払われるコーヒーダイ金が高くなり、その逆の場合は低くなる。また、水洗加工・脱殻を経て最終販売までに時間を要することから、生産者への代金支払いが遅れるという不利益が生じている。例えば 2022/23 年度を対象とした Embu と Kirinyaga でのサンプル調査の結果によれば、小規模生産者がコーヒーチェリーを水洗加工場に持ち込んでから代金受け取りまでにかかった期間は、3 か月以内が 0.8%、6 か月以内が 60.5%、1 年以内が 38.7% であった。つまりほとんどの生産者が代金を受け取るまでに 3 か月以上も待たなくてはならず、約 4 割の生産者は半年以上経ってから代金を受け取っていた¹⁰。

流通の各段階でコーヒーの所有権を小規模生産者が保持しているにもかかわらず、それが生産者の所得増に結びつかない問題については、原因として 2 点が指摘されている。まず、水洗加工および脱殻における非効率性である。全国の水洗加工場の稼働率は 30%、脱殻場の稼働率は 13% といずれも低く¹¹、これが加工コストを引き上げて生産者への支払い代金が少なくなる原因となっている。ただし仮に水洗場の数を減らして稼働率を上げる方策を取った場合、生産者はより遠方の水洗加工場にコーヒーチェリーを運搬する必要が生じてコスト負担が増加するため、この方策は生産者の同意が得られにくい。そのため、水

洗コストの 5 割を占めるとされている人件費¹²の削減が、より現実的な改善策であると考えられる。

組合員へのコーヒー一代金支払いが低く抑えられている原因として指摘されている 2 つめは、経理に携わる役員による不正や横領¹³、組合運営についての役員の能力不足、設備投資にともなう負債の拡大と利子支払いの負担などが一部の組合で見られることである¹⁴。ケニア政府もこの問題を認めており、「組合の中には組織およびガバナンスの脆弱さから会計管理に問題を抱えているものもあり、これが過大な支出増や債務増大の原因となっている」¹⁵としている。上記 2 つが原因で生産者が受け取る代金が低くおさえられている場合、組合員のコーヒー生産意欲をそぐ大きな原因となる。

民間商人による小規模生産者からのコーヒーチェリー買付は違法であることから、コーヒーの販売先については組合を通じた方法以外の選択肢は存在しない。組合を通じたコーヒー販売の制度は、小規模生産者に販売先を保証するメリットがある一方で、競争の欠如により組合運営を効率化が阻害され、生産者への支払価格を引き上げようとする組合幹部側のインセンティブが乏しくなるデメリットがある。一般組合員にとっては、組合を通じて得る販売価格に不満があっても他に販売先の選択肢がない。そのため組合員が問題解決のために唯一取りうる方策は、毎年の組合総会や 3 年ごとにおこなわれる役員選挙で組合役員を交代させることである。

（2）コーヒー生産者組合の事例検討

コーヒー生産者組合の実際の活動内容を検討するため、2025 年 1 月に 2 つの協同組合を訪問して調査した。調査で注目したのは、協同組合の運営の実態と、所属する農家と協同組合の関係である。組合運営の実態についての調査では、協同組合に雇用され日々の組合運営を担っている組合マネジャーまたは副マネジャーからの聞き取りをおこなった。農民と協同組合の関係については、各協同組合が所有する水洗加工場を 3 か所任意に選んでそれぞれの加工場にコーヒーチェリーを持ち込んでいる農民を 3 人ずつ紹介してもらい

（3 人 × 3 か所 × 2 協同組合 = 合計 18 人）、農民宅を直接訪問して聞き取り調査をおこなった。対象とした組合は、Kirinyaga County の M 組合と、Murang'a County の K 組合であり、いずれもコーヒーに特化した生産者組合である。また上記 2 つの County はいずれもケニアの主要コーヒー生産地であり、かつ小規模生産者による生産がエstate での生産よりも多い地域である。両組合の概略は表 2 に示すとおりであり、組合運営について以下のような特色がみられた。

表2：コーヒー生産者組合の概要

組合名	M組合	K組合
所在地（行政区）	Kirinyaga County	Murang'a County
設立年	1954年	1994年
組合員数	約8,000人	約6,900人
水洗加工場数	8	4
生産量（チエリーベース）	約360万トン(2023/24年度)	約310万トン(2023/24年度)
組合総会（議題）	年2回開催（年間事業計画、予算、決算をはじめとする重要事項）	年2回開催（理事長事業報告、予算計画、借り入れの承認、監事報告、会計監査報告、会計監査人の選出、理事選挙結果の報告など）
組合役員	役員9名、監事3名	役員7名、監事3名
組合役員選出方法	役員は8つの水洗加工場と1つの集荷場から1名ずつ選挙で選出。任期3年、再選可。監事は地域を3つに分けて各地域から1名を選挙で選出。	役員は4つの水洗加工場から、3名、2名、1名、1名を選挙で選出。任期3年、2期まで再選可。監事は組合総会で選出。
専属職員数	Manager以下59名	Secretary Manager以下21名
脱殻場の決定方法	組合全体として1か所、組合総会で毎年決定。	水洗加工場ごとに1か所ずつ、加工場ごとの組合員総会で毎年決定。
販売代理業者の決定方法	組合全体として1社、組合総会で毎年決定。	水洗加工場ごとの組合員総会で毎年決定。
販売方法	オークションと直接販売	オークションのみ
コーヒー代金の支払	年1回、コーヒー販売完了後（チエリー持込み後数か月を経てから）。	年2回。1回目は1月に前払いとして50シリング/kg。2回目はコーヒー販売完了後（チエリー持込み後数か月を経てから）。
コーヒーの加工販売以外のサービス提供	・投入財の販売（コーヒー代金支払い時に天引き可、無利子）	・投入財の販売（コーヒー代金支払い時に天引き可、無利子） ・代金の一部前払い（無利子） ・組合員圃場の土壤調査（無償）

	<ul style="list-style-type: none"> ・学費および収穫時期の労働者雇用に必要な費用を、コーヒー代金から前払い（無利子） ・貯蓄信用組合の運営（組合員は貯蓄信用組合から融資を受けることが可能） ・車両貸出（投入財やコーヒーチェリーの運搬用、有料） ・生産技術指導 ・コーヒー苗木の育苗 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産技術指導 ・コーヒー苗木の育苗 ・組合員が銀行から融資を受ける際の証明書類発行
取得済認証	<p>Fairtrade</p> <p>Rainforest Alliance</p> <p>4C (Common Code for the Coffee Community)</p>	<p>Rainforest Alliance</p> <p>C.A.F.E. Practices (Starbucks Certification Program)</p>

出所：筆者調査（2025年1月）。

まず両組合が所有する水洗加工場の数を見ると、組合員数や総生産量がそれほど違わないにもかかわらず、加工場数はM組合が8でK組合が4と大きく異なっている。この違いは、組合の歴史が長いM組合では1980年代までの生産量の増加（後述）にあわせて加工場の数を増やした結果であると推察される。加工場の数が多い場合、組合員にとっては加工場までの距離が近くチェリー持込時の運搬コストが少ないというメリットがある。その一方で加工場あたりの稼働率が小さくなつて非効率な経営となり、結果として組合員へのコーヒーダイエット（加工場ごとに決まる）が減少するデメリットがある。M組合では数年前まで加工場が9か所あったが、そのうち取扱量が少なかつた1か所での加工を中止してコーヒーチェリーの集荷場としての機能のみを残している。この方策は、チェリー運搬に際しての組合員の利便性を確保しつつ加工場経営コストを削減する、現実的な対応といえる。

次に、両組合ともコーヒーダイエットの支払いまでに数か月かかるという支払い遅延の問題が存在しており、聞き取りをおこなった組合員の農家もこの点に不満を持っているケースが見受けられた。組合運営側はこの問題を緩和するため、実質的なコーヒーダイエットとなる制度を設定している。具体的には、組合員に投入財を販売する際の代金を後日支払われるコーヒーダイエットから天引きする制度（両組合）、学費支払い時期および収穫時期の労働者雇用に必要な資金をコーヒーダイエットから前払いする制度（M組合）、学費支払時期の1月にコーヒーダイエットの一部を前払いする制度（K組合）などである。また両組合とも、組合員が銀行や貯蓄信用組合から融資を得るためのサポートを実施していた。

組合員の農家からの聞き取りでは、水洗加工場に持ち込んだコーヒーチェリーが他の組合員のコーヒーチェリーと混ぜて加工・販売されることについての不満が一部で聞かれた。水洗加工場に持ち込まれたコーヒーチェリーは計量され、日付と重量が記載されたレシートが発行される。政府の方針では、持ち込まれたチェリーの品質に応じてレシートに記録されることになっており、レシート上にも"Grade 1"および"Grade 2"の2つのグレードの記載がある。しかし実際には、両組合とも品質による区別をせずに全て"Grade 1"としてレシートが発行されていた。各農民が生産するコーヒーの品質は異なるが、水洗加工場に持ち込まれた段階ですべてのチェリーは混ぜて加工される。そのため、高品質のチェリーを生産する農民にとっては、低品質のチェリーの混入によって自分の生産した豆が低価格で販売されてしまうリスクがある。他方で低品質のチェリーを生産する農民は、他の農民が生産する高品質のチェリーに「ただ乗り(free riding)」して高価格の代金を受け取る可能性が生じる。

組合員が受け取るコーヒーフィーの金額は、水洗加工場ごとに異なっている。2022/23年度のチェリー1キロあたりの組合員への支払額は、M組合では56.05～86.05シリング、K組合で70.55～75.30シリングと、加工場ごとに幅があった。なお同年度の全国平均は、チェリー1キロあたり72.97シリングである¹⁶。また同じ水洗加工場であっても、年ごとの代金支払額は大きく変動している。たとえば、調査したM協同組合KA水洗加工場では、過去10年間の最低価格は2018/19年度のキロあたり61.4シリング、最高価格は2021/22年度の115.65シリングで、2倍弱の価格差があった。なおケニアではコーヒー価格についての政府の介入がないため、組合員へのコーヒーフィー支払額は国際市場の動向と連動して変化する。

(3) コーヒーと協同組合：歴史的変遷

上記で明らかになったケニアのコーヒーデ部分における協同組合の現状は、どのような歴史的背景のもとに形成されてきたのであろうか。以下ではこの点を明らかにするため、植民地期から現代にいたるコーヒー生産と流通の歴史を、協同組合に注目しながら検討する。

植民地ケニアにおける初期のコーヒー生産

ケニアのコーヒー生産は、1893年に開始された。当初のコーヒー生産は白人入植者のみによって行われ、植民地政府は病害対策などの支援を行うなどして白人入植者によるコーヒー生産を奨励した。その結果生産面積は急速に拡大し、コーヒー輸出は植民地政府の重要な税収源となっていました。

他方でアフリカ人によるコーヒー生産は、白人農場側からの働きかけにより植民地政府が認可していなかった。当時の白人農場では安価なアフリカ人労働力の調達が重要であり、アフリカ人がコーヒーフィー生産からの現金収入を得ることで安価な労働力の確保が難しくなる

と危惧されていたからである。加えて、アフリカ人によるコーヒー生産の拡大が白人入植者によるコーヒー生産と競合することで、それまで白人農場が享受していた独占的なコーヒー生産・輸出からの利益が脅かされるという懸念もあった。

1929 年に始まった世界大恐慌によりケニアのコーヒー輸出は悪影響を受け、1931 年に植民地政府はコーヒー部門の安定を目的としてコーヒー局(Coffee Board of Kenya: CBK)を設立した。その後イギリス植民地省および植民地政府は、アフリカ人によるコーヒー生産を試験的に許可する方針を打ち出した。それまで白人入植者によって独占的におこなわれていたコーヒー生産を植民地政府がアフリカ人にも解禁した背景には、大恐慌にともなう植民地の税収減および輸出収入減があった。植民地政府には、アフリカ人によるコーヒー生産を拡大させることによって、輸出増と税収増の両方を実現する意図があったのである。しかし白人入植者側は、アフリカ人コーヒー生産者の拡大により自分たちの既得権益が脅かされること、また病虫害の蔓延や品質低下にともなうケニア産コーヒーの評価が下落することなどを懸念して、これに反対した。そのため植民地政府は、アフリカ人によるコーヒー生産については生産地域を限定して生産面積の上限を定め、さらに政府の生産指導のもとでおこなうことを条件に生産を許可した¹⁷。

アフリカ人による試験的なコーヒー生産は国内 3 か所(Gusii, Meru, Embu) で 1933 年に開始され、生産面積は各地域で最大 100 エーカーまでと制限された。他方でコーヒー生産に必要なライセンス取得費用、投入財の供給や技術指導、および水洗加工場の建設やコーヒーの販売はすべて植民地政府が担った。開始当初、コーヒー生産へのアフリカ人農民の関心は低く生産面積は低迷したが、1937 年に最初のコーヒーが収穫されて高値で販売されたため、生産を希望するアフリカ人農民の数はその後増加した。またアフリカ人がコーヒー園場を造成できる土地は当初、地方政府が指定した区画のみに限定されていたが、1937 年にはこの規制が廃止されてアフリカ人生産者は自分の土地にコーヒー園場を造成することが可能になった¹⁸。

アフリカ人コーヒー生産者の増加を背景に、植民地政府主導による協同組合の組織化もこの時期に開始された。アフリカ人小規模生産者が生産したコーヒーの加工・流通・販売を進めるうえで、協同組合を通じて一括しておこなうことが植民地政府にとって好都合であり¹⁹、それを政府が管理する流通体制のもとで輸出することでコーヒーからの税収を確実にできるからである²⁰。Gusii では 1943 年、地区長官の発案でコーヒーに関する業務を担う 8 名の委員会が組織され、地区農業担当官がその議長に就任した。コーヒー部門に関する業務は地方先住民評議会および農業局から委員会に移譲され、機械設備などの資産も委員会に移譲された。さらに同年、州農業上級官が協同組合の結成を植民地政府に提言し、1945 年には Gusii のコーヒー生産者協同組合が植民地政府によって承認された²¹。同じく Meru でも地区農業担当官の主導により、1949 年までに複数の協同組合が組織された²²。これら協同組合の設立は、1945 年の Cooperative Societies Ordinance の改定に

より、白人入植者だけでなくアフリカ人にも協同組合の組織化が許可されたことにともなうものであった。ただしこの条例は、植民地政府に組合設立の承認権や組合運営の監督権を付与しており、組合の独立性は制限されていた。

上記のように、アフリカ人によるコーヒー生産がケニアで開始された当初の大きな特徴は、あらゆる面で植民地政府の関与と規制が強かったことである。アフリカ人によるコーヒー生産は、植民地政府および地方政府の強いイニシアチブによって開始され、生産から販売にいたるまで政府が金銭的・技術的・制度的に手厚く支援して実施された。これらの支援と同時に、植民地政府は経営規模や生産地に関して強い規制を継続した。1945年には植民地政府の強い管理のもとでアフリカ人による協同組合の設立が認められ、実際の組合の組織化は地方政府の主導によっておこなわれた。これら一連の動きの背景には、白人入植者の既得権益を脅かさない範囲でアフリカ人によるコーヒー生産を管理することにより、税収と輸出収入を将来にわたって確保しようとする植民地政府の戦略があった。

アフリカ人によるコーヒー生産の拡大

宗主国イギリスで 1945～1951 年まで政権を担った労働党は、植民地での労働組合や協同組合の活動を積極的に支援する政策を実施し、これがケニアでのコーヒー生産者組合の拡大を後押しした²³。またケニア植民地政府は 1948 年、それまで国内 3 か所の指定地域でのみ許可されていたアフリカ人によるコーヒー生産を、他地域にも拡大する方針を発表した。同年のアフリカ人生産者によるコーヒー生産のシェアは 1 % に満たなかったが²⁴、この規制緩和がその後の生産地域拡大につながった。さらに 1950 年代前半、武力闘争をともなう反植民地運動のマウマウ(Mau Mau)が国内で活発化したことを背景にして、植民地政府はそれまでの白人入植者重視の政策の転換を迫られ、新たな農業開発計画であるスwynnerton 計画(Swynnerton Plan)を実施した。この計画はアフリカ人に土地の私的所有を認めて土地登記を推進するとともに、アフリカ人農民に換金作物生産を奨励して積極的な技術的・財政的援助を行なうものであった²⁵。またこの時期、植民地政府はアフリカ人によるコーヒー生産・輸出から税収を確保する方針を強めており、白人コーヒー農場への優遇を縮小していった²⁶。スwynnerton 計画の実施期間中 (1954-59 年) は、植民地政府による小規模生産者への技術指導や流通制度の整備が進められ、アフリカ人によるコーヒー生産が急速に拡大した。また 1950 年代末から国際コーヒー協定の交渉が行われ、生産国への輸出数量割当が生産面積にもとづいておこなわれる予定であったことから、ケニア国内でのコーヒーの作付拡大が図られたことも生産面積増加の背景にあった²⁷。これら一連の動きにともない、アフリカ人小規模生産者によるコーヒー生産は 1950 年代末以降、増加を続けた。

アフリカ人小規模生産者が生産したコーヒーを、協同組合を通じて水洗加工・販売する制度もこの時期に強化された。ケニア産コーヒーの品質を落とさないために、コーヒーの

加工は水洗加工場で行うというのが植民地政府農業局の方針であった²⁸。そのため植民地政府は全てのコーヒー生産者に協同組合への加入を義務付けたうえで、全ての組合にコーヒーの水洗加工場を設置した。設置にあたってはスウィナートン計画によって任命された政府のコーヒー担当官が加工場の建設計画を担当し、水洗加工をおこなう人材の指導もおこなった。水洗加工場の設置費用は植民地政府からの融資で調達し、その返済はコーヒー販売からの利益でまかなわれた²⁹。新たな組合設立にともなう水洗加工場設備への投資は、組合が大きな負債を抱える原因ともなっていた。

また各協同組合は、白人農場と同じようにケニア生産者協同組合連合(Kenya Planters' Co-operative Union: KPCU)に加盟し、KPCUの脱殻場でコーヒー豆の脱殻をおこなった(KPCUは白人コーヒー生産者が1937年に組織した協同組合連合であり、1947年に国内唯一の脱殻場を買収していた)。アフリカ人生産者が生産したコーヒーは、組合の水洗加工場からコーヒー局(CBK)に送られ、その後にKPCUの脱殻場での脱殻を経てオークションで販売され、その代金は組合を通じて各農民に支払われた³⁰。この流通制度は現在とほぼ同じであり、植民地時代に導入された制度が現代まで長期にわたって継続することになる。

コーヒーダイ金が組合員に支払われる際には、12.5%の輸出税に加えて、一次組合の手数料と組合連合の手数料が差し引かれた。組合手数料は地域によって異なっていたが、一部の地域では組合手数料の割合がかなり大きかった。たとえばSouth Nyanzaでは、15%の組合連合手数料に加えて15%の一次組合手数料が差し引かれ³¹、組合員が受け取るコーヒーダイ金の金額を大きく下げていた。さまざまな手数料によって生産者が受け取る金額が圧迫されるという問題は、現代の協同組合にもみられる。

協同組合に関してこの時期から現代まで続いているもう一つの問題は、協同組合の運営に関するものである。具体的には、組合のリーダーや水洗加工場の運営責任者の能力不足、負債の増大、不透明な経理などである。例えばKisii組合連合では、1952年に組合連合の会計担当が詐欺の疑いで起訴された（のちに証拠不十分で無罪）³²。Kiambuでは、1960年までに6つの協同組合が組織されていたが、組合運営の問題が原因で組合の水洗加工場が操業停止となる事例もあり、組合運営には政府による指導監督が不可欠であった³³。South Nyanzaの組合連合は、1959年に不正会計の疑いで植民地政府から査察を受け、警告処分となった³⁴。

このような状況の中で、コーヒー協同組合の円滑な運営には政府の指導監督が不可欠であると植民地政府は考えていた。Waters(1972)は、協同組合の運営に強く介入する政府のパターナリズムによって、政府の支援や管理なしには経済的に自立できない協同組合が植民地期に形成されたと論じている³⁵。植民地政府は、小規模生産者が生産するコーヒーの流通を協同組合に独占させる政策を採用し、それが現代まで継続している。また協同組合の運営のみならず、コーヒー部門のあらゆる経済活動に政府の強い規制が働いている現代の状況も、植民地時代と酷似している。同様に、初期の協同組合で発生していた不透明な

会計や組合リーダーおよびスタッフの能力・資質の問題、負債の拡大が組合経営を圧迫する問題、生産者への支払額がさまざまな手数料や税によって減額される問題なども、現代の組合に発生している。現代のコーヒー生産者組合が抱える問題のルーツは、組合設立当初の植民地期に見出すことができるのである。

植民地期に形成された協同組合によるコーヒー流通の原型は、以下の3つの要因を背景として形成された。第一は、植民地期ケニアの国内状況である。鉱物資源に乏しい植民地ケニアにおいて、農産物輸出とアフリカ人住民への課税は植民地政府の重要な財源であった。そのため植民地政府は、白人入植者の反対にもかかわらず、アフリカ人によるコーヒー生産を拡大してそこからの税収増を目指す戦略を採用した。このようにアフリカ人小規模農民によるコーヒー生産の推進と、協同組合に対する技術的・金銭的支援は、当時の植民地政府の中長期的な財政戦略の一環としておこなわれた。

第二は、収穫後処理が必要なコーヒーの商品特性である。アフリカ人によるコーヒー生産の拡大とそこからの税収増を実現するためには、収穫したコーヒーチェリーを生豆に加工するための収穫後処理施設の整備が不可欠となる。この施設整備にはかなりの資金が必要であり、アフリカ人小規模生産者や民間商人が個人で設置することは不可能である。そのため協同組合を組織して政府の資金援助で収穫後処理施設を設置することは、アフリカ人によるコーヒー生産を推進するためには不可欠な制度であった。つまり協同組合の組織化は、植民地政府の政策推進に不可欠な収穫後処理とマーケティングの体制確立の必要性から生じたものであった。別の言い方をすれば、ケニアのコーヒー協同組合は政府の政策実現の必要から組織化されたのであり、ヨーロッパの組合のように弱い立場にある者（買付商人に搾取される農民や資本家層に搾取される労働者階級）が組織化によってこれらに对抗し自らを守る必要性から自発的に生じたものではなかった³⁶。

第三は、生産・流通の現場とは直接関係のない事象によってコーヒー部門の制度が規定されていったことである。当初は白人農場による独占だったコーヒー生産を、アフリカ人小規模生産者にも拡大して税収増を図るという1930年代の方針転換は、大恐慌による国際経済の混乱によって植民地ケニアからのコーヒー輸出が低迷したことに端を発していた。また1950年代に植民地政府がスヴィナートン計画によってアフリカ人小規模生産者の技術支援や協同組合への資金援助を拡大したのは、マウマウをはじめとする反植民地運動の高まりに対応した植民地政府の方針転換があった。植民地ケニアにおける小規模生産者によるコーヒー生産と流通制度は、大恐慌やマウマウというコーヒーとは直接関係のない歴史事象の発生により、大きな転換をとげることになったのである。

独立後のコーヒー協同組合

1963年のケニア独立前後の時期に、多くの白人入植者がケニアを去った。ケニア政府はその農場の一部を買い取って分割し、アフリカ人小規模生産者に分割払いで売却した。そ

の結果、新たに土地を得た小規模生産者によるコーヒー生産が活発化し、生産者数が急増した³⁷。アフリカ人小規模生産によるコーヒー生産の拡大とともに協同組合の数も急速に増加し、組合運営に関する不正問題も増加した。急増する組合数と運営問題の拡大を背景に、政府は1966年の *Cooperative Societies Act* により組合管理の強化を進めた。この法律により、中央および地方政府に組合に対するさまざまな介入権が与えられた。具体的には、政府による組合の運営内容の査察、理事の解任、組合の解散、組合予算・会計の統制監督、弱小組合の合併吸収命令、重要な組合ポスト（書記、会計、マネジャー）の雇用に際しての承認などである³⁸。

政府が組合に対して強い権限を持ち、組合運営に直接介入する上記の政策は、プラスとマイナスの両方の側面を内包していた。プラスの側面は、運営に問題のある組合に対して政府が直接介入することで、事態が改善する契機が生まれることである。たとえば Hedlund (1988)によれば、Central Province の Kibirigwi 組合では 1960 年代に不正や汚職の問題を抱えていたが、1970 年に組合に対する政府の査察が実施されたことによって組合運営が改善され、組合員の大半は政府による介入を肯定的にとらえていたという³⁹。他方マイナスの側面としては、政府の過度の介入により組合が自らの試行錯誤によって問題解決をおこなう機会が失われてしまう可能性が指摘されている。例えば Hydén (1970; 1973)は、政府の強い介入により組合の自律性が弱められ、協同組合は組合員の所有ではなく政府の隸属となつたと評し、協同組合を官僚的な規制で従属させようとする試みは長期的に協同組合の発展可能性を削ぐものだと批判している⁴⁰。このように組合に対する政府の規制・介入は、相反する二面性を内包している。

協同組合に関する政策のプラスとマイナスの二面性は、小規模生産者に組合を通じたコーヒー販売を義務付けている制度にも見られる。植民地時代に始まり現在も継続しているこの制度は、生産量や品質にかかわらず全ての生産者に販売先を保証するとともに、商人等による安価での買いたたきを防ぐメリットを持つ。他方で、組合からの支払価格や組合運営の内容に不満があつても、協同組合以外にコーヒーを販売するすべがないというデメリットを農民に強いている。また組合運営側から見れば、組合によるコーヒーフローティングの独占が政府によって保証されている制度下では、他に競争相手がいないため組合員に「逃げられる」心配がない。そのため経営コスト削減などにより組合員への支払価格を引き上げるインセンティブや、運営の透明性を高めて組合員の信頼を獲得しようとするインセンティブが弱くなる。

特定組織が独占することにより競争原理が機能しない状況は、小規模生産者からの集荷および水洗加工の段階だけでなく、流通の他の段階でも制度化されていた。協同組合の水洗加工場でペーチメントコーヒーまで加工された豆は脱殻場に送られるが、1990 年代前半までは、国内に存在する脱殻場は協同組合連合とエstateが所有する Kenya Planters' Cooperative Union (KPCU)のものだけであった。さらに KPCU の脱殻場で脱殻された後の生豆

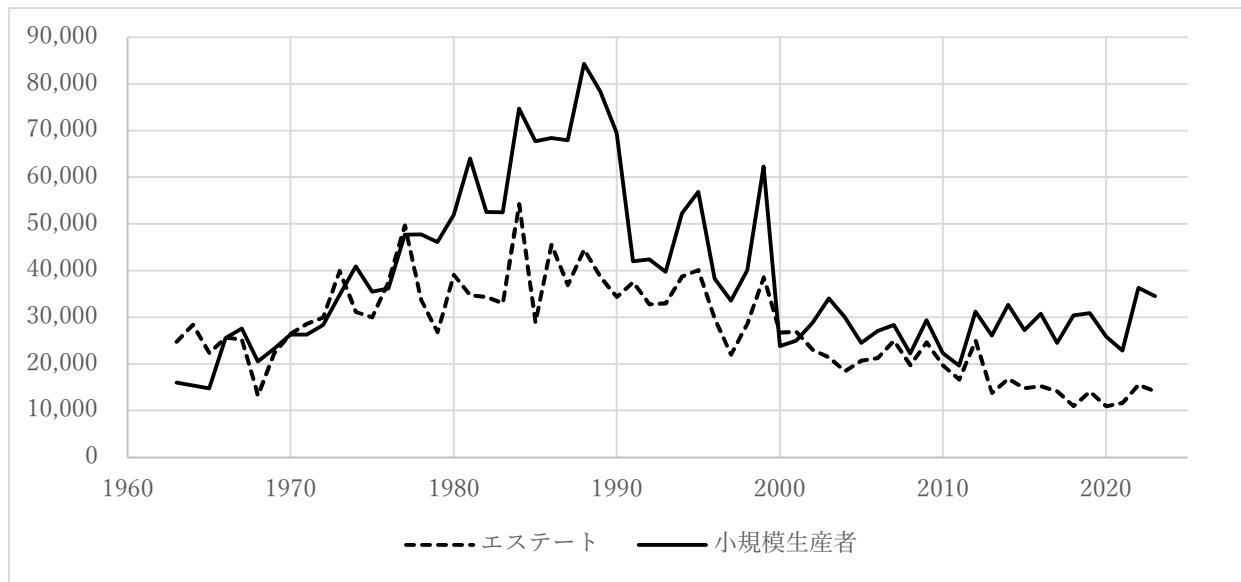
は、全て Coffee Board of Kenya (CBK)を通じてオークションで販売されていた。このように国内のコーヒー流通においては、民間企業の参入は許されていなかった。

小規模生産者によるコーヒー生産は独立後から 1980 年代後半まで増加を続けたが、1989 年に国際コーヒー協定による輸出割当の廃止とその後の国際価格下落の影響を受けて生産量が下落した（図 2）。また世界的に経済の自由化が進行する中で、ケニア政府は 1990 年代前半から現在まで、コーヒー部門の自由化を進める以下のような改革を実施してきた。しかし改革の実施ペースは遅く、また植民地時代から続いている協同組合を中心とした流通体制は堅持されたままである。

コーヒー部門の自由化がおこなわれた 1990 年代、それまで KPCU の独占だった脱殻について民間企業の参入が認められ、1995～96 年に 3 つの新たな脱殻場が設立されて競争原理が導入された。政府が協同組合の運営に強く介入する政策も転換され、1997 年の協同組合法⁴¹では組合の経済活動に対しての政府管理が縮小され、組合運営は組合員の決定にゆだねられることとなった。また 2001 年に制定された新法⁴²により、オークションでの販売における Coffee Board of Kenya の独占が廃止され、政府の認可を得た販売業者が協同組合の委託を受けてオークションでの販売をおこなうこととなった。さらに販売方法についても、オークションでの販売に加え、2007 年からは海外のバイヤーとの交渉・契約によって直接販売をおこなうことが可能になった。

上記の自由化の一方で、小規模生産者に協同組合を通じた販売を義務付ける制度は維持され、さまざまな問題が生じた⁴³。協同組合が所有する水洗加工場の運営は非効率でコストがかさみ、さらに脱殻や販売委託のコストにより、組合員へのコーヒー代金支払額は低下していた。低迷する支払価格に加え、組合員への支払時期の遅延も常態化していた。また組合運営に関する政府の監視が弱まることにより、不透明な会計処理や組合幹部による横領・汚職の問題も顕在化した。その一方で、組合を通じたコーヒー販売を義務付ける制度により、小規模生産者は組合に不満があっても組合以外にコーヒーを販売することは違法であった。このような状況のもと、多くの農民がコーヒー生産をやめて他作物の生産に転換し、ケニアのコーヒー生産量は低迷した。

図2：コーヒー生産量の推移（1962/63～2022/23年度、トン）



注：図中のたとえば「1970」は「1969/70年度（10月～9月）」を指す。

出所：Coffee Directorate (2023; 2024)。

6. 考察

（1）国際的な協同組合理念との乖離

ケニアの協同組合に関する法律⁴⁴は協同組合の基本理念として、自発的な結成と開かれたメンバーシップ、組合員による民主的な管理運営、自主独立、等をあげている。この理念は、国際協同組合同盟（ICA）が定める協同組合の定義⁴⁵に基づいており、国際的に広く共有された協同組合の基本原理である。

本稿で検討してきたケニアのコーヒー部門における協同組合の実態は、上記の基本原理と必ずしも一致しない。コーヒー生産者組合は、植民地時代の結成当初から政府主導で組織されたもので、その後一貫して法律によって小規模コーヒー生産者に加入が義務付けられている。加えて合法的なコーヒーの販売が協同組合を通じたものに限られている流通制度により、組合に加入しなければ小規模生産者は販路を確保できない状況にある。またケニアの歴史の中で、コーヒー協同組合は政府から経済的・技術的支援を受け、コーヒー流通における独占的な地位を与えられてきたため、民間企業と競争することで経営力や組織力を強化した経験もない。その一方で組合運営については政府からの強い介入を受け、自主独立の組合運営が妨げられてきた。ケニアのコーヒー協同組合は、設立当初から現代にいたるまで、国際的に共有されている協同組合理念とは異なる形をとってきたのである。

（2）近年の政策と協同組合

コーヒーの販売に関する近年の改革により、協同組合の委託を受けて販売をおこなう企業のうち輸出企業と連携している民間企業は政府認可の更新を受けられなかった。これら

民間企業に代わって、地域ごとの協同組合連合を母体とした組合所有の企業がコーヒー販売を担う方向に政策転換がはかられている。この改革により、小規模生産者に有利な流通体制が確立されることになるのだろうか。

この点については、2つの可能性が考えられる。一つ目は、ビジネス能力に優れた組合幹部や運営スタッフのリーダーシップにより、組合員が生産するコーヒーの国際競争力が強化されるとともに、民主的で透明性の高い組合運営が進むという可能性である。現状においても、組合員への技術指導や融資の実施、およびフェアトレードなどの国際認証の取得を通じて、高い生産者価格を実現している組合が存在する。そのような成功例をさらに拡大するためには、専門性の高い人材による組合経営と、会計処理に関する監査体制の整備、および一般の組合員による組合運営への関与強化と監視が必要となる。

2つ目の可能性は、組合幹部による汚職や不正が深刻になり、組合員の厚生が悪化する場合である。近年の改革で民間企業にかわって組合所有の企業がコーヒーの販売を担うことになった事実は、コーヒー流通に関する大きな経済利権が組合側にシフトしてきたということでもある。この利権が組合員である個々のコーヒー生産者にきちんと還元されるのか、それとも組合上層部によって私的に利用されることになるのかは、それぞれの組合連合が過去においてどのような経験を積み重ねてきたかや、組合上層部を監視する体制が整っているかに左右されるだろう。組合側にシフトしてきた経済利権を個々の生産者に還元するためには、上記のマイナスの可能性をいかに封じるかが鍵となると考えられる。

7. 結論

現代ケニアの小規模コーヒー生産者協同組合は、政府による強い規制の下でコーヒー流通において独占的な地位を与えられている。小規模生産者が生産したコーヒーはすべて協同組合を通じて販売され、最終的にオークションや直接販売によって売却されるまでの流通過程で、民間の商人や企業に所有権が移ることはない。このような制度は、コーヒーの安価な買いたたきなどにより小規模生産者が搾取される可能性を防いで生産者を保護する効果を持つとともに、強力な国際資本によって国内のコーヒー流通が牛耳られることを防いでいる。その一方で、コーヒーダイ金支払いの遅延、生産者のコーヒー販売先に関する選択肢の欠如、競争の欠如に起因する非効率な組合運営、一部の組合での不透明な経理処理などの問題を生じさせている。

協同組合を中心としたコーヒーの流通制度は、植民地時代にアフリカ人によるコーヒー生産が開始された当初に形成されたものである。当初は水洗加工や流通の必要性から植民地政府の主導によって協同組合が組織され、それがケニアにおけるコーヒー流通制度の原型となって現代まで継続してきた。その間の政府による介入は、法的・制度的枠組みの形成、組合への資金援助、個別組合の運営問題への直接指導まで多岐にわたった。1990年代以降はコーヒーの流通に関するさまざまな自由化政策が実施されたが、小規模生産者に組

合加入を義務付けて生産したコーヒーの売先を協同組合に限定する制度は維持されている。

小規模生産者が受け取るコーヒーフィーの価格が国際市場の価格動向に左右される現状において、組合運営を今後いかに効率化して組合員への支払価格を高く維持することができるかどうかは、組合に対する生産者の支持を得るために重要となる。また海外のバイヤーとの直接販売によって高値での取引を実現するためには、組合員への技術普及や投入財供給を通じて高品質のコーヒーの生産を実現するとともに、新たに認可を得た組合連合所有の販売企業が海外市場を開拓していく必要がある。これらを実現するためには、能力の高い組合理事の就任や有能なスタッフの雇用が欠かせない。その組合理事を選挙で選び、日々の組合運営を監視し、支払われるコーヒーフィーに不満を表明して改善を求める能够なのは、組合員である個々の小規模生産者である。組合運営を効率化・透明化し、政府支援に依存せずにケニア産コーヒーの国際競争力を維持するには、小規模生産者による組合運営へのより強い関与が必要である。

8. 引用文献

¹ Coffee Directorate (2023) *Coffee Year Book 2021/22*.

Coffee Directorate (2024) *Coffee Year Book 2022/23*.

Republic of Kenya (2024) "Coffee Development and Marketing Strategy 2024-2029," Ministry of Agriculture and Livestock Development.

² Republic of Kenya (2019) "The Crops (Coffee)(General) Regulations, 2019".

³ Coffee Directorate (2024).

⁴ Republic of Kenya (2019).

Republic of Kenya (2020) "Capital Markets (Coffee Exchange) Regulations, 2020".

⁵ Coffee Directorate (2024).

⁶ Republic of Kenya (2019).

⁷ Star, 2024 年 3 月 29 日 Web 版。

⁸ Daily Nation, 2023 年 3 月 25 日 Web 版。

⁹ Capital Markets Authority のホームページ(<https://licensees.cma.or.ke/licenses/12/>) (2025 年 2 月 6 日最終アクセス)。

¹⁰ Wambua, D. M., D. N. Ndirangu, H. Mogaka, and B. M. Gichimu (2024) "Decomposition of the Coffee Value Chain Among Smallholder Farmers in Embu and Kirinyaga Counties in Central Kenya," *Advances in Agriculture*, 2024.

¹¹ Republic of Kenya (2024)

¹² Republic of Kenya (2024).

¹³ SACCO Review Web 版 2024 年 6 月 27 日。

Kenya News Agency, 2024 年 10 月 9 日付 Web 版記事。

¹⁴ Mude, Andrew G. (2007) "Institutional Incompatibility and Deregulation: Explaining the Dismal Performance of Kenya's Coffee Cooperatives" in C. B. Barrett, A. G. Mude, J. M. Omiti (eds)

-
- Decentralization and the social economics of development: lessons from Kenya*. Oxfordshire and Cambridge, CABI, pp.33-63.
- ¹⁵ Republic of Kenya (2024), p.38.
- ¹⁶ Coffee Directorate (2024).
- ¹⁷ Barnes, Carolyn (1979) "An Experiment with Coffee Production by Kenyans, 1933-48," *African Economic History* (8): 198-209.
- Maxon, R. M. (1972) "The Early Years of the Gusii Coffee Industry in Kenya, 1933-46," *The Journal of Developing Areas*, (6): 365-382.
- Thurston, Anne (1987) *Smallholder Agriculture in Colonial Kenya: The Official Mind and the Swynnerton Plan*, (Cambridge African Monographs 8), African Study Centre, University of Cambridge.
- ¹⁸ Maxon, R. M. (1994) "Stifling Capitalism in Rural Africa: The Gushii Coffee Industry in Kenya, 1932-1949," *Journal of Third World Studies* 11(2): 317-350.
- ¹⁹ Kanogo, T. and R. M. Maxon (1992) "Co-operatives," in R. M. Maxon and W. R. Ochieng' (eds.), *An Economic History of Kenya*, Nairobi, East African Educational Publishers.
- ²⁰ Kelemen, Paul (2006) "Modernising Colonialism: The British Labour Movement and Africa," *The Journal of Imperial and Commonwealth History* 34(2): 223-244.
- ²¹ Maxson (1972).
- ²² Thurston (1987).
- ²³ Kelemen (2006).
- ²⁴ Barnes (1979).
- ²⁵ 池野旬「ケニア脱植民地過程におけるヨーロッパ人大農場部門の解体」『アジア経済』(1990)31(5), 6-26.
- 児玉谷史郎「ケニアの小農場部門における農民の階層分化」『アジア経済』,(1981)22(11-12), p. 38-56.
- Thurston (1987).
- ²⁶ Hyde, David (2008) "Global Coffee and Decolonisation in Kenya: Overproduction, Quotas and Rural Restructuring," *Commodities of Empire Working Paper* No.8, The Open University and London Metropolitan University.
- ²⁷ Thurston (1987).
- ²⁸ Colony and Protectorate of Kenya (1954) *Registrar of Co-operative Societies Annual Report 1953*.
- ²⁹ Thurston (1987).
- ³⁰ Thurston (1987).
- ³¹ Colony and Protectorate of Kenya (1957) *Registrar of Co-operative Societies Annual Report 1956*. pp.3-4.
- ³² Colony and Protectorate of Kenya (1954).
- ³³ Ndirangu, Paul (2016) "A history of coffee production in Kiambu county of Central Kenya, 1912 -1978," Master's Thesis, Mount Kenya University.

-
- ³⁴ Colony and Protectorate of Kenya (1961) *Department of Co-operative Development Annual Report 1960*.
- ³⁵ Waters, A. R. (1972) "Change and Evolution in the Structure of the Kenya Coffee Industry," *African Affairs* 71(283): 163-175.
- ³⁶ Hydén, Göran (1973) *Efficiency versus Distribution in East African Cooperatives: A Study in Organizational Conflicts*, Nairobi, East African Literature Bureau.
- ³⁷ Maxon, R. M. (1992) "Small-Scale and Large-Scale Agriculture since Independence," in R. M. Maxon and W. R. Ochieng' (eds.), *An Economic History of Kenya*, Nairobi, East African Educational Publishers.
- ³⁸ Republic of Kenya (1966) "The Co-operative Societies Act".
- Republic of Kenya (1969) *Department of Co-operative Development Annual Reports 1963-1967*.
- ³⁹ Hedlund, Hans (1988) "A Cooperative Revisited in Kenya," in H. Hedlund ed. *Cooperatives Revisited*, Uppsala, Scandinavian Institute of African Studies.
- ⁴⁰ Hydén, Göran (1970) "Co-operatives and their Socio-Political Environment," in G. G. Windstrand (ed.), *Co-operatives and Rural Development in East Africa*, New York, Africana Publishing Corporation.
- Hydén, Göran (1973).
- ⁴¹ Republic of Kenya (1997) "Co-operative Societies Act".
- ⁴² Republic of Kenya (2001) "Coffee Act".
- ⁴³ Mude (2007).
- Mitchell, Donald (2012) "Kenya Smallholder Coffee and Tea: Divergent Trends Following Liberalization," in Aksoy, M. A. (ed.) *African Agricultural Reforms: The Role of Consensus and Institutions*, Washington, D.C., The World Bank, pp.247-269.
- ⁴⁴ Republic of Kenya (1997).
- ⁴⁵ ICA ホームページ(<https://ica.coop/en/cooperatives/cooperative-identity>)、2025年2月6日アクセス。)